

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護について

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、居宅サービス計画を保険者である市町村に届け出ることが義務づけられています。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付けるにあたっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届出なければならない。
（運営に関する基準（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）第13条十八の

介護保険法の第一条に、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」とあります。

また、介護支援専門員には、本市が示すケアマネジメントガイドラインを踏まえた居宅介護支援が望まれるところです。

当該届出の取り扱いについては、下記の通りとします。

（1）届出の対象となる居宅サービス計画

以下の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける居宅サービス計画であり、当該月において作成又は変更（基準省令の解釈通知 基準第13条第十六号における軽微な変更を除く）したものの。

＜厚生労働大臣が定める回数（月）＞

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

（指定居宅介護支援等の運営に関する基準第13条第18号の2）

※身体介護、身体介護に引き続き生活援助を行った場合の回数は含みません。

（2）提出書類

- ① 介護保険サービス利用に係る居宅サービス計画の届出書及び別表2
- ② 居宅サービス計画書（ケアプラン）第1表～第3表（利用者の同意を得たもの）
- ③ サービス担当者会議の要点（第4表）
- ④ フェイスシート及びアセスメントシート

※支援経過記録の提出については必須とはしませんが、アセスメントにおいて重要な記載がある場合は、①～④に追加してご提出ください。

（3）提出先

那珂川市 高齢者支援課 介護保険担当

※本市からは受理通知等の発行は行いません。

(4) 提出時期

該当する居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末日まで。※居宅サービス計画を作成又は変更した月とは、利用者の同意を得て交付をした月となります。

本市では、サービス開始以前の届出や相談も受付けています。緊急を要する場合は、担当まで電話連絡をしてください。

(5) 保険者による地域ケア会議等における当該居宅サービス計画の検証について

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218）が交付され、厚生労働大臣が定める回数を超えた生活援助中心型の訪問介護を位置付けたケアプランについては、市町村への届出の義務化とともに、地域ケア会議での検証を行うことと定められました。

- ・ 提出された居宅サービス計画をもとに、地域ケア会議で検証を行います。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出や利用者本人との面接等の実施、居宅サービス計画を作成した介護支援専門員・訪問介護サービス事業所の管理者に対し、検討会議への出席を求めることがあります。
- ・ 地域ケア会議での検証については、別に通知をいたします。